

社会福祉法人 縦の木福祉会

定 款

社会福祉法人 縦の木福祉会

# 社会福祉法人縦の木福社会 定款

## 第一章 総則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

また、社会福祉法の趣旨を踏まえ地域福祉の推進に努めると共に地域の様々な福祉需要に応える公益的取り組みを実施し、社会的な責任を果たします。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- ① 障害者支援施設の経営
- ② 障害児入所施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- ① 障害福祉サービス事業の経営
- ② 移動支援事業の経営
- ③ 一般相談支援事業の経営
- ④ 特定相談支援事業の経営
- ⑤ 障害児相談支援事業の経営
- ⑥ 障害児通所支援事業の経営

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 縦の木福社会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害者世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷6 1 9 番地の1 9 に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を長野県小県郡長和町古町字藤ノ木2 8 0 3 番地に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に満たないときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 任期開始日に満75歳を超える者は就任することができない。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員選任・解任委員会

(構成)

第9条 評議員選任・解任委員会は、社会福祉の知識・経験を有する者等で、外部委員1名以上を含む合計3名で構成する。なお、外部委員が3名に満たないときは、監事1名、職員1名の順に委員を補充するものとする。

(委員の選任及び解任)

第10条 委員の選任は、理事会において理事総数の3分の2以上の決議により、理事長がこれを選任する。

- 2 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(運 営)

第11条 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 2 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(決 議)

第12条 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は4年とし、欠員が生じた場合は補充する。

- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。
- 3 委員は、第9条に定める定数に満たないときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

## 第四章 評議員会

(構 成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選により選任する。

(権 限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

## 第五章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事として置くことができる。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第21条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第24条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第25条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、この法人の設置経営する施設の管理者を兼務する理事について、施設管理者としての雇用期間が終了した場合は、雇用期間の終了日をもって理事の任期も終了するものとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に満たないときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 理事及び監事は、任期開始日に満75歳を超える者は就任することができない。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において決議した総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給するこ

とができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職 員)

第28条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第29条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の2の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。ただし、評議員の一人でも同法第114条第3項の期間内に異議を述べたときはこの限りではない。

(責任限定契約)

第30条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の2の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第六章 理事会

(構 成)

- 第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置く。
  - 3 議長は、その都度理事の互選により選任する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

兵庫県神戸市西区押部谷町和田字西山832番地39所在の

① 鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィング葺平家建

さわらび学園本館 1棟 (延 895.49 平方メートル)

さわらび学園増築棟 (延 372.12 平方メートル)

(合計 延 1,267.61 平方メートル)

② コンクリートブロック造陸屋根平家建

さわらび学園洗濯場・プロパン庫 1棟 (延 31.36 平方メートル)

- ③ コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
ポンプ室 1棟 (延 7.27 平方メートル)
- ④ 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
ゼノの村園舎 1棟 (延 1369.70 平方メートル)
- ⑤ 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
ワークハウスノーブル 1棟 (延 198.47 平方メートル)

兵庫県神戸市西区押部谷町和田字上野834番地1所在の

- ⑥ 木造スレート葺2階建  
居宅(グループホーム) 1棟 (延 90.67 平方メートル)
- ⑦ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
法人倉庫兼多目的室 1棟 (延 338.40 平方メートル)

兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷619番地19,13,15所在の

- ⑧ 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺2階建  
あさぎりの里本館 1棟 (延 1,468.08 平方メートル)
- ⑨ 木造ルーフィングぶき平家建  
活動支援準備室 1棟 (延 18.21 平方メートル)
- ⑩ 木造ルーフィングぶき平家建  
職員休憩室 1棟 (延 9.72 平方メートル)

兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷619番地110所在の

- ⑪ 鉄骨造ルーフィング葺2階建  
風の丘 1棟 (延 436.65 平方メートル)

兵庫県神戸市西区押部谷町和田字上野841番地所在の

- ⑫ 鉄骨・ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
きゃんばす(就労支援所) 1棟 (延 366.02 平方メートル)

長野県小県郡長和町古町字藤ノ木2803番地所在の

- ⑬ 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
山の子学園共同村ユニット1棟 (延 866.79 平方メートル)
- ⑭ 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
山の子学園共同村ユニット2棟 (延 305.62 平方メートル)
- ⑮ 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
山の子学園共同村ユニット3棟 (延 431.28 平方メートル)
- ⑯ 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
山の子学園共同村活動棟 (延 210.80 平方メートル)
- ⑰ 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
山の子学園共同村窯庫 (延 16.78 平方メートル)

兵庫県神戸市西区神出町南字大西574番地1、121所在の

- ⑱ 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

- かなで・いろどり 1 棟 (延 263.99 平方メートル)
- 長野県小県郡長和町大門字四泊 1 1 0 番地 2 所在の
- ⑱ 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
よとまり・おちあい 1 棟 (延 239.00 平方メートル)
- 兵庫県神戸市西区神出町南字大西 5 7 4 番地 3 所在の
- ⑳ 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建  
かたくりの花 1 棟 (延 182.31 平方メートル)

(2) 土地

- ① 兵庫県神戸市西区押部谷町和田字西山 8 3 2 番 3 9  
さわらび学園及びゼノの村敷地 (6,039.65 平方メートル)
- ② 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 1 1  
作業実習地 (2,023 平方メートル)
- ③ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 1 3  
あさぎりの里敷地 (1,600 平方メートル)
- ④ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 1 4  
あさぎりの里敷地 (3,570 平方メートル)
- ⑤ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 1 5  
あさぎりの里敷地 (2,160 平方メートル)
- ⑥ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 1 9  
あさぎりの里敷地 (5,993 平方メートル)
- ⑦ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 3 5  
作業実習地 (885 平方メートル)
- ⑧ 兵庫県神戸市西区押部谷町和田字上野 8 4 1 番  
ワークスペースきゃんばす敷地 (1,031 平方メートル)
- ⑨ 兵庫県神戸市西区押部谷町和田字西山 8 3 2 番 4 0  
作業実習地 (694 平方メートル)
- ⑩ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 1 1 0  
風の丘敷地 (1,231 平方メートル)
- ⑪ 兵庫県神戸市西区押部谷町和田字上野 8 3 4 番 1  
グループホーム及び法人倉庫兼多目的室敷地 (700.82 平方メートル)
- ⑫ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 1 2  
溜池 (1,388 平方メートル)
- ⑬ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 3 4  
原野 (257 平方メートル)
- ⑭ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 5 1  
溜池 (892 平方メートル)

- ⑮ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 8 8  
原野 (3,854 平方メートル)
- ⑯ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 4 7  
溜池 (274 平方メートル)
- ⑰ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 4 8  
溜池 (19 平方メートル)
- ⑱ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 5 8  
原野 (6.61 平方メートル)
- ⑲ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 8 9  
原野 (52 平方メートル)
- ⑳ 兵庫県神戸市西区神出町南字中野 4 9 2 番 1  
溜池 (3,587 平方メートル)
- ㉑ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 9  
原野 (1,715 平方メートル)
- ㉒ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 2 0  
原野 (882 平方メートル)
- ㉓ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 5 2  
原野 (1,004 平方メートル)
- ㉔ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 8 7  
原野 (704 平方メートル)
- ㉕ 兵庫県神戸市西区神出町南字中野 4 8 8 番 1  
山林 (456 平方メートル)
- ㉖ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 5 4  
原野 (251 平方メートル)
- ㉗ 兵庫県神戸市西区神出町南字美濃谷 6 1 9 番 3 3  
原野 (294 平方メートル)
- ㉘ 兵庫県神戸市西区押部谷町和田字上野 8 3 4 番 3  
雑種地 (50 平方メートル)
- ㉙ 兵庫県神戸市西区神出町南字大西 5 7 4 番 1  
かなで・いろどり敷地 (631.40 平方メートル)
- ㉚ 兵庫県神戸市西区神出町南字大西 5 7 4 番 1 2 1  
かなで・いろどり敷地 (135.00 平方メートル)
- ㉛ 長野県小県郡長和町大門字四泊 1 1 0 番 2  
よとまり・おちあい敷地 (803.45 平方メートル)
- ㉜ 兵庫県神戸市西区神出町南字大西 5 7 4 番 3  
かたくりの花敷地 (2,066 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、兵庫県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、兵庫県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第八章 公益を目的とする事業

(種 別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業の経営
- (2) 生活サポート事業の経営
- (3) 福祉有償運送事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第九章 解散

(解 散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第十章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、兵庫県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を兵庫県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人樫の木福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	岡	田	実	苗
理事	船	上	勘	二
理事	東	田	英	夫
理事	坂	下	茂	巳
理事	広	井	貴	治
理事	石	井		満
理事	後	藤	正	典
監事	西	川	太	良

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第7条第4項及び第25条第4項の規定は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年11月 5日から施行する。

附 則

この定款は、令和 元年 7月 8日から施行する。

附 則

この定款は、令和 元年12月21日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2年10月 2日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年 7月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4年 3月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年 2月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年 3月 3日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年 8月 2日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年 8月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年12月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6年 6月22日から施行する。